

令和元年 8 月 28 日

第 9 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和元年8月28日(水) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員8名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 山口委員 笹岡委員 谷脇(裕)委員
(推進委員7名) 森田委員 谷脇(督)委員 森光委員 鍋島委員
中平委員 谷本委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (推進委員1名) 青木委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 坂本次長
橋本係長
6. 議案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
7. 報告事項 【1】農地の時効取得について
8. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和元年第 9 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第 9 回の総会です。よろしくお願いたします。本日は 4 番 青木委員より欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。
議 長	市川会長 天候が定まらない日が続きまして、それぞれ皆さん農作業ご多忙のことと思います。 本日は議案第 4 号迄でございます。慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。それでは日程第 1 議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようございましたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採 決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は 3 番 中村委員、5 番 山口委員 よろしくお願いたします。
議 長	市川会長 それでは日程第 2 の議事に入らせていただきます。議案第 1 号非農地証明について、 を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第 1 号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1)申請者 住 所 ○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 5 件 (2)申請受理面積 田 1665 m ² 畑 371 m ² 合計 2036 m ² 番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○

	<p>土地の所在地 須崎市神田字北ノ芝 3302 番 土地の表示 地目 畑 面積 198 m²</p> <p>事由 申請地は 20 年以上前より山林化している。 確認委員 中西 修 市川 孝夫</p> <p>番号 2 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浜町二丁目 253 番 土地の表示 地目 畑 面積 132 m²</p> <p>事由 申請地は所有者の知る限りでは戦後より農地として扱ったことはなく、非農地化している。 確認委員 谷本 清久 山崎 厚志</p> <p>番号 3 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市大谷字宮ノ西 1176 番 土地の表示 地目 畑 面積 41 m²</p> <p>事由 申請地は駐車場として整備されており、20 年以上耕作されてなく非農地化している。 確認委員 森光 博 市川 雅彦</p> <p>番号 4 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字タカメギ 2773 番 土地の表示 地目 田 面積 416 m²</p> <p>番号 5 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字タカメギ 2772 番 土地の表示 地目 田 面積 442 m²</p>
--	--

	<p>番号 6 申請人 地区 ○○ ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字タカメギ 2774 番 1</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 417 m²</p> <p>土地の所在地 同 2775 番 2</p> <p>土地の表示 地目 田 面積 390 m²</p> <p>事由 (番号 4 から 6 までは同じ事由となります。)</p> <p>申請地は平成 8 年から平成 10 年頃まで地元土建業者の残土処理場として利用し、その後は放置され、現在は残土によって埋め立てされた後に自然に生えた雑草や灌木に一面覆われており、原野となっている。</p> <p>確認委員 山口 研 森田 直子</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>14 番 中西委員 (農業委員)</p> <p>番号 1 は 20 年以上前より大きな木があり、戦後間もなくより山林化しています。全く問題はないかと思います。</p> <p>11 番 谷本委員 (推進委員)</p> <p>番号 2 は、須崎魚市場へ向かう南北道路沿いに、立ち退きになったと思われる一部が残っており、その裏に申請地があります。50 年以上たっており問題はないと思います。</p> <p>8 番 森光委員 (推進委員)</p> <p>番号 3 ですが、20 年以上前より駐車場として整備されており、耕作出来ない状態を現地確認しました。</p> <p>5 番 山口委員 (農業委員)</p> <p>番号 4・5・6 を森田委員と現地確認しました。現状は雑草や灌木に一面覆われており、原野となっている状態です。20 年以上耕作しておらず、非農地化しています。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>お聞きの通りですが、この件について何かご質問ないでしょうか。ないようございま</p>

意見	<p>したら、どなたかこの件についてご意見ををお願いします。</p> <p>10 番 中平委員（推進委員） 議案第 1 号、原案承認したいと思います。</p>
審議	<p>市川会長 はい、原案承認ということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案承認することに決定します。 続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 8 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住 所 ○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 田 2239 m² 合計 2239 m²</p> <p>番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内今川内字大坪 419 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 2239 m²</p> <p>事由 売買 耕作面積（a） ○○.○○ a 稼働力（人） ○/○</p>

議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>坂本次長</p> <p>それでは補足説明をします。</p> <p>番号 1 番の申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>内容については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地 1 筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在〇〇.〇〇 a ですので、下限面積は上回っております。</p> <p>許可後は対象地において、引き続きハウスで茗荷の栽培を行うとのことです。</p> <p>それでは、番号 1 番の申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農地所有適格法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。</p> <p>第 6 号転貸にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上、すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p>
意 見	<p>3 番 中村委員（農業委員）</p> <p>申請地には〇〇〇〇さんのハウスが建っていたと思いますが。</p>
審 議	<p>坂本次長</p> <p>元々あったハウスをそのまま譲り受けて耕作するということです。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見ををお願いします。</p>

意見	<p>8番 森光委員（推進委員）</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん 1件、先ほど十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことでしたので、許可を与えたいと思います。</p>
審議	<p>市川会長</p> <p>別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、別に問題ないとのことですので、許可を与えることと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第4条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の審議について。農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年8月28日、須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇 〇〇 1件</p> <p>(2)申請受理面積 田 185 m²の内 11.20 m² 計 185 m²の内 11.20 m²</p> <p>番号1 申請人 地区 〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市大谷字神母ケ和田 825 番口</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 185 m²の内 11.20 m² 種別 2 事由 納骨堂新設</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は別紙図面のとおりです。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>それでは、議案第3号について、事務局の補足説明をお願いします。</p>

補足説明	<p>国広局長</p> <p>農地の区分と転用目的についてです。申請地は、〇〇地区〇〇集落にあり、その他の農地（第 2 種農地）で現在の墓地は山の上部にあり、お参りするには不便である。申請地の隣接地には親類の墓地もあり、また、山の上部にある現墓地の下での移設は容易であるため新たに墓地を新設するもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。次に、資力及び信用についてですが、納骨堂建設費〇〇万円は自己資金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工事期間は令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 20 日までとなっており、確実性には特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込については、墓地埋葬法による許可申請済であり、特に問題は認められないものと考えます。計画面積の妥当性については、転用面積〇〇.〇〇㎡は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、雨水は自己所有地に自然浸透としており、周辺農地は周囲の同意を得ており、問題はないものと判断します。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>以上ですが、この件について、ご質問ご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>10 番 中平委員（推進委員）</p> <p>議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん 1 件、先程十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことですので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおり、別に問題もないとのこと、至当の意見を付して進達を言うことですが、それにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮ることと決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>

議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和元年 8 月 28 日、須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 202 m² 計 202 m²</p> <p>番号 1 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>借人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市多ノ郷字中畑甲 1978 番 1 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 202 m² 種別 2 事由 自己用住宅</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、議案第 4 号について、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>国広局長</p> <p>農地の区分と転用目的についてです。申請地は、○○地区○○集落（○○戸）にあり、その他の農地（第 2 種農地）と判断されます。転用の目的は、現在、妻と子どもの 4 人で借家住まいをしているが、子どもの成長とともに借家では手狭となり、何れ訪れると思われる地震による津波の影響のない適地を探していたところ、祖母の所有している申請地しか適地はなく、申請地に新たに自己住宅を建築しようとするものです。他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。次に、資力及び信用については、土地造成費○○万円、建築費○○万円、合計○○万円を借り入れての建設計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は許可日から 5 ヶ月となっており、確実性には、特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性についてですが、建築面積○○m²、所要面積 202 m²は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、生活排水は、合併浄化槽に接続し西側水路へ</p>

	<p>排水、雨水は雨水桝を經由し、浄化槽処理水と合流のうえ、同じく西側水路へ排水。周辺農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> <p>この案件は去年の12月の農振農用地の除外で、皆さんで現地確認した案件です。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。別に問題ないようですが、この件についてどなたかご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>8番 森光委員（推進委員）</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の審議について、意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん 1件、先ほど十分審議をいたしましたところ、問題ないとのことですので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>別に問題もないとのこと、至当の意見を付して進達をと言うことですが、それにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮ることと決定いたします。</p> <p>それでは、報告事項【1】農地の時効取得について、を議題といたします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>報告事項【1】、農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。令和元年8月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p>(1)申請者 住 所 〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇 〇〇 1件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 366 m² 田 467 m² 合計 833 m²</p>

番号 1
義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○
権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市吾井郷字越後谷乙 1687 番 1

土地の表示 地目 田 面積 467 m²

土地の所在地 同 乙 1684 番

土地の表示 地目 畑 面積 69 m²

土地の所在地 同 乙 1683 番

土地の表示 地目 畑 面積 297 m²

事由 登記原因日付 平成 4 年 4 月 5 日

時効取得受付 令和元年 7 月 29 日

閉会宣言

市川会長

以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。ないようでしたら、以上で第 9 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2 時 50 分

その真正なることを証して署名する。

議 長

3 番

5 番